

文政期における水戸藩修史事業の一斑

— 当館所蔵『藤田幽谷書簡』の翻刻を終えて —

井坂清信

昨年九月、『国立国会図書館貴重書解題』第十四巻が刊行されたが、これには江戸時代後期の水戸藩儒藤田幽谷（一七七四—一八二六）が、同じく水戸藩儒青山拙斎（一七七六—一八四三）に宛てた書簡二八二通が翻刻・収載されている。

この書簡集は、ある時期まで青山家に保存されてきたが、古書肆に処分されたところを、旧帝国図書館が大正九年に一括購入したものである。大部分が文政期、それも六年以降に認められているのは、この当時、幽谷が水戸の、拙斎が江戸の彰考館総裁を勤めていたことから、館務について相談する必要があるが生じたためと考えられる。文事に関する内容のもの多いのには、二人の職掌柄当然のことである。我々は、本書簡集から、幽谷と拙斎が様々な問題について、ある時は協議し、ある時は確認しあい、またある時は論争したりしながら、仕事を進めていた様を窺うことができる。因にこの両者は、共に当時の水戸藩を

代表する学者であつた。

本稿では、この全二八二通の書簡のなかから『大日本史』の編纂に係わる記事のみを抽出し、この時期の水戸藩修史事業の進行状況を瞥見してみることにする。

抑、水戸藩の修史事業は、明暦三（一六五七）年、徳川光圀が江戸駒込の中屋敷に史局を開設した時に始まった。寛文元（一六六二）年第二代藩主に就任した光圀は、同十二年には史局を小石川本邸に移し、「彰考館」と命名して事業を継続した。

『大日本史』は、中国の司馬遷の『史記』に倣って紀伝体の史体を採用し、本紀七三巻・列伝一七〇巻・志一二六巻・表二八巻、すべて四〇二巻から成る大部な史書である。事業はまず紀伝の編纂から着手され、元禄十（一六九七）年、神武天皇から後小松天皇に至る本紀が脱稿した。しかし、光圀の督励と館員の精勤とも拘らず、光圀生前に列伝の完成をみることはできなかった。その没後十五年が経過した正徳五（一七一五）年十二月、漸

く本紀七三卷、列伝一七〇巻が完成して廟前に献じられた。越えて享保五(一七二〇)年には、安積澹泊の手に成る論贊を付けて幕府に献上することができた。

ところが、この後四、五十年間というもの、修史事業はさしたる進展もなく停滞を続けた。やつと中興のきざしがみえてきたのは、立原翠軒が彰考館総裁に就任した天明六(一七八六)年以後のことである。この翠軒を中心に、紀伝の刊行に向けて校訂を急いだ結果、寛政十一(一七九九)年の光圀百年忌には、その浄写本八〇巻を廟前に献じることができた。しかし、この前後から翠軒と弟子の幽谷との対立が次第にエスカレートし、享和三(一八〇三)年の翠軒失脚後は、幽谷一派が修史事業の主導権を掌握するとともに、その対立は党派的なものへと進展していった。

文化三(一八〇六)年から再訂を終えた分の上木にとりかかり、同六年、神武紀より天武紀に至る本紀二六巻分の刻本が、はじめて幕府に献上された。さらに翌年十二月には、幽谷が代作した藩主治紀の上表文を付して、水戸藩長年の宿願であった朝廷への進献も済ませることができた。この進献本には、先に高橋坦室が提案した論贊削除論が容れられたため、論贊は付されていない。これに続く第二回目の進献は文政二(一八一九)年に行われ、紀伝刻本四五巻が幕府と朝廷に献上された。

本稿が取り上げようとしているのは、この後文政六(一八二三)年七月に拙斎が彰考館総裁に就任してから、同九年十二月に幽谷が没するまでの約三年半の修史事業の実態についてである。

ところで、この期間の水戸藩修史の実態を知る上での基本的

な文献としては、栗田勤著『水藩修史略』が挙げられる。そこで、同書に記されているところを以下に列挙してみると

- (1)、立原翠軒が文政六年に没したこと及びその略伝。
- (2)、同年、高橋坦室が没したこと及びその略伝。
- (3)、同年、青山拙斎が彰考館総裁となったこと。
- (4)、翌七年、拙斎がその著書『皇朝史略』を藩主哀公に献じたこと。

(5)、九年、藤田幽谷の江戸邸祇役及び十二月朔日の死。門人会沢正志斎が撰した幽谷墓表の略記。

(6)、同年、正志斎が彰考館総裁の事務をとったこと。

等のごとくである。いずれも重要な記事ではあるが、『大日本史』の紀伝の再訂・上木の実際については全く触れられていない。また、近人の業績としては、吉田一徳著『大日本史紀伝志表撰者考』が、その編纂経過を全期間に亘って詳細に跡づけているが、この期間に関する限り、具体的記述に乏しいようである。そこで本稿では、当時、紀伝の再訂・上木作業に如何なる進展がみられたか、この作業をめぐって幽谷と拙斎の間でどのような議論が展開され、それがどのようなところに落着いたのかといった点につき、書簡の年次を追いつつみていくことにしたい。

なお、本書簡集のなかには彰考館の人事に関する記事も数多くみられるが、これについては別稿に譲ることにして、ここでは検討の対象からはずした。しかし、『大日本史』編纂に関する史料の紹介が主要な目的である本稿の性格上、その外は細大洩らさず記すよう心懸けた結果、予想外に紙幅を費し、結局、文

政八、九年の分は収載しきれないでしまった。この分について
も、後に機会が与えられれば紹介してみたいと考えている。

※以上の「大日本史」編纂経過の叙述は、主として「水戸市史」中巻(一)及び「茨城県史料」「近世思想編—大日本史編纂記録」の解説に依った。

一、文政六(一八二三)年

○一六通目・九日付書簡

此度の御転任恐悦至極、御同意奉存候。上公にも御満悦之御様子ニ被為在候由、乍恐御尤奉存候。御玄闕前杯嘸御賑々敷可有御坐候。昨日ハ御登城御礼も被為済候御儀ニ奉存候。御不例も早速御全快被遊、旁以恐悦之至奉存候。

拙齋は、文政六年七月江戸彰考館総裁に任じられ、九月もしくは十月に家を江戸に移している。本書簡は、出府直後の拙齋からの近況報告に対する幽谷の返信で、拙齋の栄転及び病氣の全快を祝福している。この後二人は、それぞれ江・水両彰考館の総裁として、協力して館務を遂行していくことになる。

※吉田前掲書七六四頁には九月となっているが、山川菊栄著『覚書幕末の水戸藩』三九頁には十月と記されている。

○二九通目・十月廿九日付書簡

貴館々員出仕刻限等、四ツ迄ニハ相揃候様御達被成候由、御尤奉存候。諸子いろく相引ケ候事有之揃兼候由、是ハ致方無之候。此方之事も、御存之通、短日之砌杯ハ何をい

たし候間も無之候。何卒督課之事に付候而ハ、君上より別段なる特旨御発被遊候而、一統引立候様仕度候。

江戸の拙齋は、江館館員に対して四ツ時(午前十時)までに全員出勤するよう通達したが、各々いろいろな事情があつて思うようには揃い兼ねる、と水戸の幽谷に苦情を言ってきたらしい。幽谷は、それも止むを得ないこととしながらも、国史督課の件につき藩主斉脩から特段の配慮など賜わり、全員が奮起して事に当たるようにしたいものだ、と述べている。

本書簡の後半には、献金によつて水戸藩に取り立てられ、格式・禄高とも昇進の途をたどつた大久保今介の事が記されている。一五八通目・十月十九日付書簡にも同じく今介の事が記され、同時に「西丸一件」の事も記されていることから、ともに文政六年のものと推定される。

※、「西丸一件」とは、文政六年四月二十二日、西の丸書院番松平外記が、江戸城中で本多伊織ら三名を斬殺の上、自殺した事件。

○二二通目・十二月四日付書簡

武則伝等之事、介九郎方をも為念承合候処、別紙之通申来候。且御用状をも検査いたし候へハ、別紙書抜之通ニ相見へ候。何とそ貴地にて、此趣を以御吟味可被下候。

清原武則伝等のことにつき拙齋から何か問い合わせがあつたらしい。幽谷が介九郎(川口緑野)に尋ねたところ、別紙のとおり解答を得、これが御用状にみえるところと一致していた。そこで幽谷は、この別紙を拙齋に送付し、その線に沿つての吟味を依頼している。さらに、「夫にても不相分候ハ、別に書写

いたさ七候外無之候」と書き、続けて

但清衡の事跡等ハ中清書へ朱書にて書入、遣候様ニ覚候。

中清書紛失にてハ二度之造作ニ御坐候。

と書いているのをみると、どうやら水館から送られた中清書本を江館が紛失してしまったようである。「清衡」は藤原清衡で、現行本『大日本史』では卷一四四に武則伝に続けて立伝されている。

本書簡の執筆年次は、後出の六七通目書簡の項を参照された

○四一通目・十二月十九日付書簡

「尚々」で始まっている本書簡は、いずれかの書簡の追書の部分である。

伊通伝中清書板下之方、御吟味被成候所、三十郎宅に見出し候由、清書の方きれ候ハ、是を御懸被成候而も宜候。

藤原伊通伝（現行本卷一四九）の中清書本が紛失してしまつていたのが、三十郎（根本敬義）宅から見つかったとの報告が拙斎からあった。幽谷は、清書済の版下が途切れたらこれを彫りに回してもよからう、としながらも、「同じくハ今一遍一覽いたし度候」と述べている。水館にある青表紙本が反故の様になつてしまつて見にくいのため、この中清書本と照合してみたかつたらしく、済んだら早々に送り返す、と付言している。

次に拙斎は、その著書『国史補遺』を別封にして幽谷のもとに送り届けてきたようである。幽谷はこれを落手した旨を記した後、藤原有国伝（現行本卷一三八）について、「有国伝へ書入之

儀ハ、貴地に有之候本にて為御写候由、致承知候」と記している。拙斎が、『国史補遺』のうち江館に残っている分を使つて、

同伝に何か書き入れさせたことを、幽谷が領承しているのである。そこで当館が架蔵する『国史補遺』をみてみると、同伝の頭注に「藤惣裁云内麻呂伝上木既畢宜従旧本故今以真夏附載于此（傍点引用者）」と記されている。本書簡にいう「有国伝へ書入之儀」とは、あるいはこのことか。現行本の同伝冒頭は「藤原有国、字は賢、右大臣内麻呂の裔なり。六世の祖真夏。

尊卑分脈、字は江談抄に拠る」の如くになっている。また、同伝中にみえる「有国命を泰山府君に請ひ、祈求懇に至る」という記述中の「請命」

二字の使用の当否につき、幽谷から疑義が呈せられたのに対し、拙斎は、『三国志』呉書」の卷九呂蒙伝から典故を書き抜いて届けてきた。幽谷は、これに対して謝意を表するとともに

貴兄御書被成候事故、出典は可有之存候へ共、諸子之内疑惑も有之、其節呂蒙伝之事心付不申候ゆへ、及御相談候事

ニ御坐候。

と記している。諸子のうちに疑問をもつ者がおり、自分もその節呂蒙伝のことに思い至らなかつたため、お尋ねした次第であるといひ、続けて「請命旧のまゝにて相済候へバ、字句も簡潔ニ相成致大慶候」と結んでいる。

本書簡の執筆年次も次の六七通目のところで検討する。

※、当館に写本一冊架蔵。扉に「国史補遺青山延子」と墨書されており、「水戸青／山氏蔵」の印記がある。清水正健著「増補水戸の文籍」にいう文政十年の江邸火災の「燼余の教卷」が本書か。

※※、「国史補遺」の有国伝の項をみると、「蒙疾発帝葬封内有能愈蒙疾者

賜千金更命道士於星辰下為之請命與志言」と記した付箋が貼付されている。拙齋が幽谷に送った書抜には、おそらくこれと同じことが書かれていたものであろう。この付箋には、さらに続けて「請命爵命ヲ請候分人ノ命ヲ請候事ニ用候事前文之分晋書ニも御坐候様ニ覚申候」と記されている。

○六七通目・十二月廿四日付書簡

武則伝上木出来、伊通伝清書も御見出し候由、致大慶候。伊通之内にハ、少々後にて相考候事御坐候間、清書一ト通御下し可被下候。早春にハ為差登可申候。

幽谷は、清原武則伝の上木が済んだこと及び藤原伊通伝の清書本が見つかったことを拙齋から知らされ、喜びの意を表わすとともに、伊通伝につき後から少し考えたことがあるので、この清書本を水戸の方に送ってくれるよう依頼している。

なお、館務は今日までで終了とある。

ところで本書簡の執筆年次であるが、小宮山楓軒の『楓軒年録』や齋藤月岑の『武江年表』等を見ると、文政六年十二月に慧星の観測されたことが記録されており、本書簡中にも「近頃慧星紫微垣を侵候由云々」という記述がみえることから、この年のものかと思われる。先にみた一二通目書簡にも、本書簡に同じく清原武則伝のこと及び高根千蔵のことが記されているので、同年のものと推定した。また、四一通目書簡には、紛失していた藤原伊通伝中清書本の見つかったことが記されていたが、本書簡中にも、同じく紛失していたらしい同伝清書本が見つかったとあるので、文政六年のものと推定してみた。侍読や

諸有司への応対に忙しく、一人ではとても勤められるものではない、と拙齋が幽谷にこぼしている記述などもみえることから、拙齋が江館総裁として赴任して間もない頃のものではないかと推察されるのである。

二、文政七（一八二四）年

○五三通目・正月廿四日付書簡

「追啓」で始まる本書簡は、いずれかの書簡の追書の部分である。

義家伝今日為差登候様御用書相認候処、別紙御相談之俗牘等相認候内時刻相移り、再閱之朱句間ニ合兼候間、後便為差登可申候。

幽谷は、源義家伝（現行本巻一四三）を今日送り届けるつもりでいたが、時間がなくて目を通せなかったため、後便で送ることにする、と述べている。

次に、拙齋が「衣のたてハ綻云々」の歌を『国史補遺』で安倍貞任伝（現行本巻二二八安倍頼時伝に付伝）に入れたことに對し、幽谷は

日本義家伝の注ニ有之候。一体義家伝本文ニ入申度候へ共、古来好事者所為と説破いたし、元禄中呈覽之稿より既已如此に候間、注文議論ハ西山公の御意歟とも難奉測候間、只今に至候而ハ、乍残念義家伝之注文に存し、備考候外無之様奉存候。此段及御相談候。

と記している。「旧本」も「元禄中呈覽之稿」も、この歌を義家伝の注文中に入れてきたので、今はそのままにしておくのがいだらうというのが幽谷の見解であった。そこで現行本『大日本史』の義家伝をみると、「康平五年、衣川関を攻めて大に之を破り、貞任誅に伏す」という記述の下の割注に

古今著文集に曰く、衣川の戦、貞任敗走す。義家追ひ及び、矢を注ぎて將に之を射んとし、大呼して和歌を唱えて曰く、ころものたては綾びにけり。と。貞任馬を駐めて回顧し、續ぎて上句を成して曰く、年を経し糸のみだれのくるしさに。と。義家乃ち矢を歛めて還ると。按ずるに此の説他に見る所無し。疑ふらくは和歌者流好事者の所為に出でしならん故に今取らず。(傍点引用者)

と記されている。これをみると、拙齋は自説に固執せず、幽谷の見解を容れたものようである。

本書簡の執筆年次は、次の一〇九通目書簡の項でまとめて考証する。

※、当館所蔵『国史補遺』をみると、この歌はたしかに安倍貞任伝中に記されている。

※※、引用文の読み下しは、大日本史普及会編『訳註大日本史』によつた。以下同じ。

一〇九通目・二月十九日付書簡

本書簡は「別啓」で始まっているが、主文がどれにあたるかは分からない。

板下尽候様相成候間、義家伝為差登候様、不残相済不申候

ハ、切はなし候而成共為差登候様来論之趣、具致承知候。手元に版下が尽きたので義家伝を送ってほしい、全部済んでなければ済んだところだけでもいいからお願ひしたい、との催促の手紙が拙齋から幽谷のもとに届いたらしい。幽谷はこれに對して、

瑞竜出立前にも、右之手当二いたし置候所申付置候。中清書反故の様成処、書直し間に合兼候間、後便為差登可申候。と応えている。瑞竜へ出立する前、そのように取り計らうよう申し付けては置いたのだが、中清書本のうち反故のようなどころの書き直しに手間どり、送れなかったといふのである。「瑞竜」は水戸徳川家の墓所となっている瑞竜山(常陸太田市)のこと。文政七年正月二十七日、藩主斉脩の生母小池氏が卒し、その遺骸を瑞竜山に葬るにあたり、幽谷は二月十三日瑞竜山に赴いている。これによつて本書簡の執筆年次は明らかであるが、先にみた五三通目書簡にも同伝送付のことが記されていたので、同年のものとして推定しておいた。

※本書簡集中の二五三通目書簡は二月十二日の日付になっているが、そのなかに「明朝より瑞竜へ発足云々」とある。

一〇五四通目・二月廿四日付書簡

義家伝再訂之分、初之方書直し今日為差登可申と存候処、二十張不残上木出来候由二付、先相扣申候。

先に五三・一〇九両書簡のところをみたごとく、この頃、幽谷と拙齋の間では源義家伝の江館送付のことが問題になっていた。本書簡にも、同伝の初めの方の書き直した部分を今日送り

届けようと思つたが、既に全二十張上木済みとのことなので取り止めにした、と記されている。二月十九日付の一〇九通目書簡で幽谷は、「後便為差登可申候」と書き送っているのであるが、恐らくはこれと行違に、拙斎から同伝の上木が済んだ旨の連絡があつたのであろう。結局、拙斎は幽谷からの同伝の送付を待たず、上木に踏み切つたものようである。幽谷は、こうして同伝の江館送付を取り止めたものの、次のごとく記している。

乍去諸子も骨折増補等いたし候事ニ御坐候間、刻本江引合候而可及御相談候。刻成候分早々為御摺、被遣可被下候。

増補等に骨を折つた水館諸子への手前もあるので、刻本との引き合わせはするつもりであるから、上木の済んだ分を至急摺らせて送つて欲しい、と頼んでいるのである。

次は、藤原伊通伝と清原武則伝について、次のように記されている。

伊通伝・武則伝摺立候本、何方へ歟紛失候由、武則伝ハ一通此方へ御下し被成候。伊通伝ハ此方ニ無之候。職人罷出候ハ、為御摺、被遣候様致度候。

これによると、伊通・武則両伝の摺本の所在が分からなくなつてしまつた旨の連絡が、江館の拙斎からあつたらしい。幽谷は、これに対して、武則伝は当方へ送つてもらつてゐるが伊通伝はまだなので、職人が出てきたら当方の分もついでに摺らせて送つて欲しい、と頼んでいる。

ところで、一二通目書簡には清原武則・藤原清衡両伝の中清書本が、四一通目書簡には藤原伊通伝の中清書本が、六七通

目書簡には同伝の清書本が、それぞれ紛失してしまつたことが記されていた。これを見ると、当時の江館は相当混乱した状態にあつたように見受けられる。文政五年十二月、当時の江館総裁川口緑野が失行により罷免されてから、翌年七月に拙斎が総裁に補せられるまで、約半年間総裁を欠いていたことが、その一因として考えられるかもしれない。

本書簡中には、もう一つ『大日本史』関係の記述がみえる。

薩州へ被遣候薄様刷之儀、再進献迄遣候由御承知之由、左様可有之候。紙ばかりハ先方も遣候而摺立候。御物入ハ此方御取扱之由、琉球氏之取次故、左様出来候事と存候。

水戸藩では、文政二年一月、『大日本史』紀伝の刻本四五巻を幕府に、さらに十二月には朝廷に、それぞれ第二回目の献上をした。ここにいう「再進献」が、即ちそれである。その折、薩摩藩へは「薄様摺」にして遣わたしたのであるが、その料紙は先方が調達したもので、幽谷は、琉球経由で入手した舶来品である、と推測している。続けて幽谷は

彼祖頼朝遺腹云々彫刻之事、いつ方ニ而取扱候哉。奇怪千萬ニ御坐候。此所も内々御間糺被成置候様仕度奉存候。

と書き、薩摩藩の始祖に関する記述に問題があることを述べている。この件については、更に詳細な記述のみえる次の三月四日付書簡のところ、一括して検討するつもりである。

○五四通目・三月四日付書簡

本書簡は、誤つて先の二月廿四日付書簡と同一台紙上に貼付され、一通として数えられているが、本来別個のものであるか

ら、ここでは切り離して検討を加えることにした。

先ず初めに源義家について

義家伝等之儀、委曲承知いたし候。但目錄にハ成書刻成と有之、付札ニ而ハ中清書前後不足之由、是ハ全篇刻成候上ニ而中清書他ハ紛れ居候哉、又ハ刻成と申候も、中清揃居候所のみニ而、前後ハ未刻ニ御坐候哉、不審に御坐候。とく揃候而見不申候ハ、分り兼可申候。

と記されている。拙斎が書き送ってきた義家伝等のことについては全て承知したが、「目錄」に「成書刻成」とあるにも拘らず、「付札」に「中清書前後不足」とあるのは如何なる意味か分り兼ねる、という疑義を幽谷は呈している。つまり、全部の刻が成った上で中清書本を紛失してしまつたというのか、刻が成つたといつても中清書の揃つてるところだけについてのことなのか判然としない、というのである。先に幽谷が二月廿四日付の書簡を認めた段階では、「二十張不残上木出来候由」と幽谷に思わしめるような内容の通知が、拙斎からあつたものと推測される。とにかく刻の成つた分を全部取り揃えた上で、この点の確認をしたい、と幽谷はいう。

ところで、当時上木の手順として、版木が一枚でき上がることにその試摺をし、出来具合を確かめることにしていたようである。

彫工一枚刻成候を、試に摺立申候。それを集候而一卷に致候外ニハ彫工摺り不申候由、仍而別に一卷取立候事に候へバ、職人を呼候而為摺不申候而ハ不相成候間、おつくう之由、委曲致承知候。

その試摺を集めて一卷としたものの他にもう一卷作るということになると、改めて職人を呼んで摺らせなければならぬので大変だ、と拙斎が書いてきた。これは、先にみた二月廿四日付書簡のなかで、幽谷が藤原伊通伝を水館の分まで摺らせて送つてくれるよう依頼したことに対する拙斎の解答か。これに對して幽谷は

愚按にハ、是迄之儀ハ其通にて致方無之候間、是非共見合之為メ為摺可申候分ハ、別に巻数揃候而為摺候外無之候へ共、已後刻成之分ハ別に課程を立候而、一枚刻成候節試摺二枚と相極申度候。夫を集め候而両館各一卷つ、出来可申候。

と提案している。つまり、今後は試摺を二枚ずつ摺つて、江・水両館がそれぞれ一卷ずつ持てるようにしては如何か、というのである。

左候へバ、新刻之本両館に通つ、有之、手くり次第見合置、進献前にハ格別隙費無之様致度候。貴意如何、宜御工夫可被下候。

そうすれば校訂作業が進めやすくなり、能率も上がるだろう、というのが幽谷の見解であつた。

扱、次は薩摩藩始祖の件についてであるが、先の二月廿四日付書簡で幽谷は、「薩摩祖頼朝遺腹云々」の記事を彫刻してしまつたことを知り、全く自分の与り知らないことなので、誰がこのような取り扱いをしたものか、内々聞き糺しておいて欲しい、と拙斎に書き送っていた。これに對して、本書簡に

薩州始祖源幕府之遺腹と申説を致彫刻申候事、會昌啓も咄

候由、甚太郎物語ニ御坐候旨、如貴論、扱々々之毒千万奉
存候。

とあるのをみると、拙齋は、これが薩摩藩侍医曾昌啓によつて
提起された説であることを甚太郎（立原杏所）から聞きつけて、
幽谷に報告してきたものようである。幽谷も

小子も先年、青木多善物語ニ而昌啓申候趣を承、是まで不
審に存居候処、立原物語も昌啓より伝承、其顛末委細に存
居候由、左候へバ相違無之事と存候。

と述べており、少年時代からの知友青木多善から、既にこのこ
とは聞き及んでいたらしい。拙齋からもたらされた情報と、自
分のつかんでいた情報とが一致したことから、それに間違いな
かろうとしている。行間補記によれば、多善と昌啓とは、多紀
家で共に医学を学んだ仲であるという。

御同様是まで左程之次第をハ不承候処、姦人共它にて申合、
外藩まで関涉いたし候て、御家之御恥辱をも不顧候事、扱々
可憎候。御同様此節他へ沙汰ハ無用勿論に候へ共、始終之
取扱方、とくと御工夫被成置候様致度奉存候。

御家の恥辱となるのも顧みず、江・水両総裁になんの相談もな
く、このような重大な事を決定してしまつた「姦人共」に対し
て、幽谷は怒りをぶちまけるとともに、今後こつした事態が生
起せぬよう、十分な対策を講じておくことの必要性を強調して
いる。

ところで、現行本をみてみると、卷一八〇源頼朝伝の頼朝の
子女について記した部分の割注に、「島津家伝」等によると島津
忠久が頼朝の子であるように書かれているが、「凡そ諸書に頼朝

の子孫を載せたるもの、此の如きの類、錯雜抵牾、皆確拠無し。
故に今皆取らず。」と記されている。本書簡末尾に補記のような
形で「とかく貴論之通、栄翁殿御存在之内ハ六ヶ敷可有之候」
とあるのをみると、「栄翁殿」即ち將軍家齊の岳父として権勢を
誇つた島津重豪が没した天保四（一八三三）年以降、現行本のよ
うな形に書き改められたものと思われる。

この五四通目の二通の書簡は、一〇九通目書簡等の関連から、
ともに文政七年のものとして推定した。

※、この件については、吉田前掲書七四〇—七四五頁を参照。

〇三五通目・三月十九日付書簡

幽谷が、館員諸子の校史の勞をねぎらう賜宴のことについて、
拙齋に意見を述べたのに対して、拙齋は、「考工局又ハ綴衣家と
違ひ、史館疎外之事ハ、詭遇無之ゆへに却而可貴」というのが
自分の考えであり、さらに江館諸子のなかには、「特旨より出候
恩賜に候ハ、格別、左も無之候而ハ無之方宜候」という意見を
もつ者もある旨を書き送ってきた。これを受けて幽谷は、貴兄
ならびに貴館諸子のご意見ごもつともとした上で、「小子ハ告朔
之餼羊に候間、何にも不構、前々有来之分之事は有之方宜様ニ
存候」と述べ、続けて

尚更此方之事ハ遠方にて、貴館とも違ひ平生恩意も及兼、
殊に刻限過迄残り居候事抔も、貴館にてハ自分持前之勤方
と申、每暮御心付等も有之、諸子当り前と存居候へ共、此
方にてハ八鼓後残居候ハ、我々物数奇の様に指支候。

と述べて、残業すれば毎暮に手当の支給される江館と、手当ど

ころか残業など「物数奇」のすることと見做されがちな水館との事情の違いを説明し、拙斎に理解を求めている。

次に、幽谷は水館人事[※]について

本館淹滞之人云々、是ハいつもさつはりとは相済候事ハ無之候へ共、旧冬より段々御沙汰も有之候へバ、格別はり合ハ宜候。

と拙斎に報じている。人事の問題というものは、いつでもスッキリとはいかないもののだが、この度は存外順調に運んでいるようであるという。続けて幽谷は

大竹并安松、本紀校訂取懸候所、至極精密に御坐候。竹翁ハ老人にて折々病氣引も御坐候へ共、安生ハ近頃別而綿密に相勤申候。会生ハ不断文辞等相談仕候。宇・飛両生も近頃ハ空談相止候而、列伝校訂へ為取懸候。

と述べている。これを見ると、大竹（親従）と安松（重明）を本紀の校訂に取り懸らせたところ、仕事ぶりが至極精密であること、大竹は老人なので時々病気で休んだりもするが、安松の方はとりわけ精勤であること、会生（会沢安）には平生文辞等につき相談していること、宇・飛両生（宇佐美充と飛田勝）には列伝の校訂に取り懸らせたとこ等が記されており、幽谷を中心とした当時の水館の活動状況の一端を窺うことができる。

幽谷はまた、「志類之事ハ別に一工夫御坐候。追而可得貴意候」と記している。志類については、享和三（一八〇三）年正月に至り、翠軒が寛政元（一七八九）年に提唱した廃志論が完全に否定され、幽谷に志表編修の命が下された。さらに同年二月には、十三種の志目とその分担者が決定され、幽谷には天文・兵馬二

志が割り当てられている[※]。幽谷は、この志類の編修についても思うところがあつたらしく、追つて相談したい、と書き添えている。因に、この時拙斎には神祇・礼儀の二志が割り当てられ、前者は享和三三年十一月に、後者は文化三年頃[※]に、一応の成稿をみている。

本書簡の執筆年次については、書中「松永氏一件」「御一周忌御建碑之前迄云々」等の記述がみえ、これは文政七年正月二十七日に卒した浄生院（藩主斎脩生母）の一周忌建碑に係わる記事であることから、文政七年と推定される。なお、この件については、本書簡集中の二二三・二三八・二四〇通目書簡等でも取り上げられている。

※、人事については稿を改めて述べるつもりであるが、この個所には『大日本史』の編纂に直接係わりのある記述がみられるので、特に取り上げしておくことにする。

※※、岡崎槐陰著『修史復古紀略』享和三三年の条

※※※、川口録野著『史館事記』文化三年の条

〇三七通目・三月廿四日付書簡

拙斎は、「中清書之儀」について幽谷に意見を書き送ってきたらしい。書中に

中清書之儀、委曲貴論之趣御尤、致承知候。一昨年〇彫刻相止居候ゆへ職人出兼、漸近頃揃候様相成候所、又々止候而ハ、此後ハ急に職人罷出申間敷との御儀、成程左様に可有之候。

とあるのによれば、江館の拙斎は、一昨年以来の彫刻作業中断[※]

が災いし、いざ再開という段になつてもなかなか職人が揃わず苦勞したもののである。最近やつと軌道に乗ってきたというのに、ここで中断ということにでもなると、同じ轍を踏むことになりはしまいか、と危惧していたらしい。中書書について拙齋の意見というのは、恐らく、江・水両館とも鋭意努力して、これが途切れることのないようにしよう、ということだったのであるまいか。幽谷は、拙齋の意見に同意した上で

愚意にハ、彫刻中絶さへ無之候へハ、いつれの篇にて前後引はり無之伝御吟味にて、清書之上板下へ御懸ケ置被成候方可然奉存候。

と応えている。どの篇からでも、前後の係り合いの少ないところから吟味・清書の上、彫刻に回していけばよからう、というのである。後になつて変更の可能性のある巻数の部分などを彫り残すようにしておけば、「鎌倉武士にても南北朝の人物にても、又は名目伝にても」差支えなく、必ずしも「進献前後の順」にこだわる必要はあるまい、というのが幽谷の見解であつた。さらに幽谷は、皇妃・皇子等の伝のごとく比較的問題のないところを後に回すことになつたのは、諸事の照合等にひどく手間取ってしまったためである、と説明している。

次は、源隆国伝（現行本巻一四七）について、以下のごとく記されている。

先日爲差登候隆国伝之事、追而心付相改候分、別封爲差登申候。宜御是正可被下候。

これを見ると、幽谷は、隆国伝について先になにか拙齋宛に書き送っていたらしい。その後思い付いて改めた分を、別封に

して届けたので訂正して欲しい、と頼んでいる。

さらに尚々書のところでは、先にみた三五通目書簡同様、校訂作業を捗らせるために、是非とも「別段御意」など賜りたいものだ、と述べている。「八鼓限」（午後二時）に仕事を仕舞つていたので、思うように作業が進まない。館員の志気を鼓舞し、刻限過ぎまで残つて仕事をするように仕向けるには、どうしてもこうした措置が必要なのだ、というのが水館総裁幽谷の認識であつた。

なお、「当春も其前二、浄生院様御事杯にて春の半も空相過云々」とあることから、本書簡の執筆年次を知ることができる。

※、吉田前掲書七六三―七六四頁参照。

〇一二八通目書簡

「別啓」で始まる本書簡には日付がないが、「初春之内ハ不慮之事ニ而云々」「暮春風咏之時節ニ相成云々」「折悪敷御中陰可有之云々」とあるのによつて、斎脩生母小池氏の卒した年の三月のものとして推定される。

館務督課之事、御同様我々儀ハ身にかゝり候事に候間、たとへ上より之御取扱如何様ニても、先公への御奉公と奉存候間、何分相勤可申候へ共、諸子きほひを付候様ニハ、折々賜宴等之事に而も無之候而ハ、礼数如何ニ御坐候。

幽谷はここでも、「館務督課」を効果あらしめるため、折にふれて「賜宴等之事」を行うべきことを提唱している。自分は先公への御奉公と思つているから、たとへ現在如何なる待遇を受けようとも、これに甘んじる覚悟であるが、他の諸子の場合には

そうはいかない。「折悪敷御中陰」即ち斎脩生母小池氏の四十九日の法要もあり、格別のことはできないにしても、「一ト通館務引立位之事ハ、別而御物入も無之」出来るだろうから、一工夫してみたい、というのである。「大日本史」紀伝の三度目の進献に向けて、難行する校訂・上木作業の推進に腐心する幽谷の苦勞が、「賜宴」を望むこれら一連の書簡から、よく窺えるであろう。

○五二通目・六月四日付書簡

満仲伝刻本之事ニ付貴論之次第、一々御允奉存候。扱此間中異船一件に付彼是心配、本業もはか取兼候間、後便刻本ハ為差登可申候。

幽谷は、源満仲伝（現行本巻一四〇）の刻本について拙齋から言ってきた何事かに同意しつつ、「異船一件」で作業が遅れたため、この刻本は後便で送付する、と書き送っている。

ところで、本書簡中には「異船之事」について、「去年中も貴兄御筆談に御当り被成候所、当年も会沢等罷出候」と記されている。文政六年六月九日湊沖に異国船が現われ、翌日再来したため、水戸藩は、防備のために兵を現地に遣わした。この折、拙齋も筆談役として同行し、十数日間任に就いている。また翌七年五月二十八日には、英国船の船員十二名が領内大津浜に上陸して捕えられるという事件が発生し、今度は会沢正志齋らが筆談役として現地に向いた。ともによく知られた出来事であり、依って本書簡の執筆年次も明らかである。幽谷は、「中々異賊の為に国史をも妨られ申候」と慨嘆している。

○一一五通目・七月四日付書簡

水館総裁の「召登」が停止となっていることにつき、幽谷は

当職之登り、外の役筋と違ひ江水一体、国史訂正之御用申合も有之、尚更上公御代作之事をも相勤候職分にて、永く左右に侍候事不相成候而ハ、職分ハ相立兼候。

と述べ、彰考館総裁の職掌の特殊性を強調し、事の不当性を訴えるとともに、続けて

御近習衆召登御止と申ハ、全く当職之登りを防ぎ候方便と奉存候。御近習勤之事ハ貴地にも御人沢山有之、御儉約中暫御見合二ても、其人少々本意と申迄にて、御用之滞にハ不相成候。当職之儀ハ——中略——一ト通御近習向之召登とハ次第大に違申候。

と述べている。「御近習衆」の召登も停止されているが、これは全く当職の召登を止めさせる方便として採られた措置と思われる。当職の召登は、並の近習のそれなどは比較にならぬ重要な意味あいをもつものなのだ。これが幽谷の認識であった。これに対して拙齋の方は、

然るに貴兄御了簡にてハ、史館召登始候事、とても行ハれ申間敷云々、愚意にハ、行否ハともかくも、職分之次第外とハ違ひ候段、はきく御弁明ニ致度候。

とあるのによつて窺うに、近習衆の召登も停止になっているこの時、史館から率先再開というわけにもいくまい、という消極的な意見であつたらしい。そのような拙齋を、幽谷は、事の成否は別として、とにかく当職の他と異なる点を、その筋へしっかりと申し立てるべきだ、と叱咤している。加えて幽谷は、

職分之事ハ筋にても御了簡付キ候とも、小子に限り候而は御故障御坐候ハ、左様之もの永く当職江被指置候而、文事の衰廢に相成候事不宜候間、小子儀如何様とも被遊可被下候。

とも述べている。もしこれが自分一個の出府を妨げるために採られた措置であるならば、自分には職をも辞する覚悟があると、その心のいらだちを拙齋にぶつけているのである。

ところで、当時は武人の召登も止めになっていたが、これもまた「史館の止候相伴」であり、「文武共棄物に被成候有司の御了簡にてハ致方無之候」と、「匪文匪武」の胥吏がはびこる現状に、幽谷は藩の将来を憂えている。この部分は、当時武事が弛廢していたのを憂慮して、拙齋が武人の志気を昂めるため召登を再開するよう筋へ具申した、と報じてきたことに對する幽谷の評言で、ここでも幽谷は

武人召登もたま／＼之特例に御坐候。史館之儀ハ常例に候。特例によりて常例を御引起し被成候事、迂遠之様に御坐候。と述べ、こうした拙齋の手の打ち方を「迂遠」であると批判している。幽谷は、「文事さへ明に相成候ハ、武事は自然と引立可申候」という考えの上に立っていたのである。これをみると、当時幽谷と拙齋の間には、一種險惡なムードが漂っていたように思われる。

幽谷は、次の一ツ書のところ、再度「退休」のことに言及している。

国史之儀、上木等半々に候へ共、貴兄御任職之上、此方も段々俊秀之後進御引立に相成候へば、小子たとへ退休被

仰付候共、館閣之事、數年前と違ひ遺憾無之様奉存候。

国史の上木はまだ半分しか済んでいないが、貴兄も総裁となり俊秀の後進も育ってきていることだから、たとえ自分がここで退休しても、もはや少しも館務に支障をきたすようなことはないものと思う、と述べ、さらに

小子愚案時宜に叶ひ兼候は、御同僚之好、宜御周旋被下候而、退休に相成候様奉希候事に御坐候。

と述べて、拙齋に退休の周旋方を依頼しているのである。というのも幽谷には

小子職分之儀、国史之事は勿論、此方へ罷下り候節、文公様より御内命を蒙候儀も有之、いかにも区々之愚忠を竭申度志願に御坐候。

と述べているのによつて分かるように、彰考館総裁として国史の校訂・上木に挺身精勵してきただけでなく、文公（水戸藩第六代藩主治保。奇脩の祖父。文化二年没）から特別の内命を受けて仕事をしてきたという誇りがあつた。それが現在、いろいろ行違も生じ、その職責を十分果せなくなつてきている。事ここに至つては、尸位をむさばらず、退休するより外に採るべき道はないというのである。もちろん、これが「安逸之為メ」でも「自分ヲ安閑を求候ため」でもなかつたことは、幽谷の繰り返し強調しているとおりであつたらう。

本書簡の執筆年次は、書中「一昨年小子病用出府之節云々」とあることから、文政七年であることが分かる。幽谷の病用出府は文政五年春のことであつた。

※、本書簡集中には、拙齋の著書『皇朝史略』の書名・内容やその刊行の

こと等につき、この時期、幽谷と拙齋が激論を闘わせていたことの窺える書簡が幾通が含まれている。それらの中には、随分と過激で感情的なことばもみえるのである。この両者の応酬については、小松徳年「青山延子著『皇朝史略』の刊行をめぐる二、三の問題—延子宛藤田幽谷書翰を中心として—」（『茨城県立歴史館報』15）に詳しい。

※※、岡崎前掲書文化二年四月二十六日の条に、「藤田一正を召し左右を退け懇命有り。談、水館諸務の事に及ぶ。且つ學術の論有り、敬服に堪へずと云ふ。時に総司渡辺騰侍坐す。」とあり、同二十七日の条には「藤田一正発軫し水館に帰る。同僚松戸の関に送別す。」とある。幽谷の脳裏からこの折の情景が消え去ることは、決してなかったものと思われる。

○一三六通目・七月廿九日付書簡

拙齋から廿四日付の書簡が届いたが、これによると、先日家族全員が中暑を煩い、拙齋自身も欠勤してしまつたらしい。やつと良くなつて今日から出勤したとの報告に、幽谷は「珍重奉存候」と応えている。

次は「当職出府之儀」についてであるが、拙齋は、最近の情勢が先年と違つてきていることを理由に、これの年内実現を強くその筋まで上申したものでらしい。拙齋のこの措置に、幽谷は至極満足しているようにみえる。というのは、書中に

御別紙之趣にて此節之御振合相分り申候間、当年出府無之儀シカト心得ニ相成申候間、館務之儀、御文通にて御相談すみ候分ハ御文通可申、御文通にて相分り兼候儀ハ期它日之外無之候。

とあり、結局今年の出府は不許可となつたにも拘らず、幽谷が、

先にみた一一五通目書簡のような辞める辞めないの騒ぎもなく、「シカト心得」た、と至つて平静に受け止めているからである。そして、館務は文通による相談で埒の明くものから、順次遂行していくしか方途はあるまい、と述べている。

また「国史上木督課」の件につき、幽谷は

両館一体之事故御申合、相成候たけハ御同様に功課相立候様仕度—中略—貴館にて、去年御登已来折角諸子就功之所ヲ、此方埒明兼候に付掣肘いたし候様にてハ、氣の毒仕候。貴館之儀ハ貴兄御持前之御事ゆへ、宜御督課被成候而……と述べている。江・水両館が同じペースで仕事を進められれば、それが最も理想とするところではあるが、実際には容易に足並が揃い兼ねたようである。そこで幽谷は、貴館は貴兄の責任において督課していけば宜しかろうという。「此方埒明兼候に付云々」とあるのをみると、水館の方の仕事が遅滞きみだったのであろう。そして「盛衰記時代と太平記時代と打込に上木云々」という上木の仕方についての拙齋の意見に対しては、「何レにても、校訂早く出来候分爲彫候事、於小子別に存意も無之候」と応えている。幽谷は、先に三七通目書簡で、同様の考えを拙齋宛に書き送つていたのであるから、これに異存のあろうはずはなかつた。

ところで、川口緑野がまだ総裁職に就いていた時分、幽谷の横槍で上木が差し止められたことがあつたらしい。江館諸子もその事実を聞き知つており、この度の水館の仕事の遅れは、幽谷が再び同様な行動に出たために生じたものではないか、と憶測する者もいたようである。拙齋がこのことに書中で触れたの

に対して、幽谷は「成程左様之事も可有之候」と、かつてそうした事実のあったことを認めながらも、それには理由があつたこと、と次のように記している。

川口ハ、台湾志流の小説家の文章ニ而国史をも悉く手を入候故、夫を書面にて一々弁破候而は、筆戦ニ相成埒明不申候間、面談之節を期候迄列伝等上木ハのべくり候……

すなわち、川口が国史にふさわしくない「台湾志」(川口著「台湾鄭氏紀事」、文政十一年刊)流の文章であちこち手を入れてしまったため、これを訂正するまでは上木を延期せざるを得なかつた、といふのである。そして、その経緯は、「貴兄御当職已前之事にハ候へ共、校本追々御相談も申候故、貴兄もよく承知のはずのこと、と聊か不満気である。まして現在は、貴兄が同職となつてゐることであるから、

たとえ小子再閱不仕候とも、貴兄御吟味被成候分ハ安心仕候事ニ御坐候間、貴地之上木を無故撃肘いたし候筈ハ無之候。

と述べ、上木の差し止めなどするはずがない、とこれをきつぱりと否定している。しかし、ここで「無故撃肘いたし候筈ハ無之候」と言い、またその後のところで「一概に御扣被成候様ニとの事ニハ無之候」と言つてゐるのを見ると、こうした憶測を生ぜしめるような何かが、幽谷の側にあつたものかもしれない。さらにこれに続けて、

国史之儀、両館行違候而束閣に相成候様にてハ貴兄御指支に付き、御役をも御願被成候外無之旨、扱々夫にてハ以之外、こまり申候。(傍点引用者)

とあり、先の一一五通目書簡のときは反対に、今度は拙齋の方が、国史関係の仕事が両館の行違から進捗しないようならば、自分は総裁職を辞するしかない、と幽谷に書き送つてきていたのも、このことと関連があるように推察される。

これに対して幽谷は、こちらからの先便に何か不行届の点でもあつて、貴兄の氣に障つたものか。自分の考えはこれまで述べてきた通りであり、貴兄に辞められるようなことがあつては困るので、どうか考え直して欲しい、とこれを宥めにかかつてゐる。

なお、本書簡の執筆年次は、書中「貴館にて、去年御登已来、折角諸子就功之所ヲ云々」とあることから、拙齋が江館総裁に就任した翌年、すなわち文政七年であることが分かる。

○四八通目・八月四日付書簡

貴館ニ而御引受被成候国史校正出来候分、貴兄一ト通御吟味之上、吉村等へ中清書御廻被成置候所、今以出来不申候由、出来次第被遣御相談可有御坐旨、致承知候。

江館で引き受けた国史の校正のうち、作業の済んだ分を吟味の上、吉村(伝九郎)等へ中清書に回しているが、まだ出来上らないこと。出来上り次第送り届けて相談するつもりであること。拙齋は、幽谷宛にこの二点を書き送つてきたようである。これに対して幽谷は、

中清書已前は反古の様にて差支候。中清書被遣候ハ、此方二而も一ト通検閱いたし、心付候事も御坐候ハ、可得貴意候。

と応えている。どうやら水館には反古のような稿本しかなくて困っていたらしい。中清書本が送られてきたら当方でもひとつとおりに吟味し、氣付いた点があれば相談する、と述べている。

次に、拙齋が「名目伝」を送り届けてくれるよう書いてきたのに対して、幽谷は、「孝子と方伎迄一冊、青表紙・黄表紙共、両様取揃遣候」と返答している。現行本『大日本史』では、孝子伝が卷二二二、義烈伝が卷二二三、列女伝が卷二二四、隱逸伝が卷二二五、方伎伝が卷二二六となっている。当時、校訂作業を進める過程で、この五つの名目伝が一冊に綴じられていたらしい。青表紙本・黄表紙本共、取揃えて送付した、というのである。

また、拙齋が、これからは涼しい季節となるので、遅くまで残って仕事をし、校正作業が少しでも捗るようにしたい、と述べているのに対して、幽谷は、当方も晒書が済んだら、同様に頑張るよう申し合わせるつもりである、とこれに歩調を合わせている。

なお、本書簡の執筆年次は、次の五六通目書簡の項を参照されたい。

○五六通目・八月九日付書簡

先に一三六通目書簡でみたごとく、水館総裁幽谷の江戸出張は、今年は実現しなかった。同書簡中館務の進め方について、幽谷は、手紙によって相談すれば済む事は手紙で済ませるとして、済まない事については「期它日之外無之候」と述べていた。これに対して拙齋は、そのような難しい問題が生じた場合には

自分の方から水戸に向いてもよい旨を書いてきたようである。やはり拙齋の目には、幽谷が故意に仕事の進捗を遅らせているように映じていたものらしい。幽谷は、こういう拙齋を諭すような口吻で

御登後間も無之御下り之儀、何か御序二よろしき名無之候而ハ、川口之弊風を襲候様にて、諸子心服仕間敷候。来春迄之内ニハ御互に工夫いたし、何か都合宜致方も可有之候と述べている。江館総裁として赴任したばかりの拙齋が、何か特別の用事でもあれば別だが、何も無いのに水戸に出張するわけにもいくまいから、来春までのうちに何か良い手立を考えよう、というのである。

幽谷はまた、先に四八通目書簡で、名目伝を送付した旨を記していたが、本書簡中でも「前便登セ申候」と、もう一度念を押している。

さて本書簡の執筆年次であるが、書中「御登後間も無之云々」とあり、拙齋が江戸に赴任したのは文政六年の九月か十月のことであるから、八月九日の日付をもつ本書簡は、翌七年のものと思われる。よって四八通目書簡も同年のものということになる。

○九〇通目・閏月九日付書簡

師賢・藤房等伝二冊被遣、来諭之趣至極御尤、致承知候。幽谷は、藤原師賢（現行本卷一六四）藤原藤房（同卷一六三）等の伝二冊と書簡を拙齋から寄せられ、書簡の内容に同意を示すとともに、何かを請け合っている。

また、書中に

此間中貴館にてハ侍読等御統キ、校訂之御間無之に付、御引ヶ後御宅ニ而も御勤被成候由、御賢勞千万奉存候。

とあるのによれば、江館の拙齋は、当時侍読等の仕事が続き、校訂作業のための時間がなかなか取れなかつたようである。結局、この仕事は自宅持ち帰りということになつてしまつたらしく、そうした拙齋の苦勞に幽谷は同情している。そして、幽谷の方からも

此方之儀、御存之通晒書隊取候へ共、盛暑之節と違ひ涼秋にも向ひ候而ハ、校訂はか取候様いたし度、先月末右ハ小子毎日登館いたし、校局之内一兩輩つゝ、晒書当番之外ニも段々引出し候筈ニ申合候。

と報じている。これによると幽谷は、漸く涼しくなつてきたので、校訂作業を捗らせるため、先月末から毎日出勤してきていたようである。そして、校局の方からも超勤要員を一、二名ずつ出す手筈になつていたものらしい。先に四八通目書簡で、拙齋が、残業してでも校訂作業を捗らせたいと書いてきたのに對して、幽谷は、水館の方もこれに歩調を合わせるようにしたい旨を書き送つていた。この時の考えを幽谷は実行に移し始めていたようである。ところが、「四日夕方不快ニ而、其後ハ廢業」となつてしまつた。他の諸子がこうした事態を憂慮し、幽谷が出勤できるようになるまで、せめて下調べだけでもしておこうということになつたらしいが、幽谷は「所詮小子罷出候迄ハ存候様に埒明兼候」と述べ、これにあまり期待はしていないようであつた。諸子の仕事は、まだまだ幽谷の意に副うようなもの

ではなかつたのであろう。

本書簡の執筆年次は、拙齋の江館総裁就任後の秋で閏月のある年ということになるので、文政七年と考えられる。四八・五六両通の執筆年次は、本書簡からも推定できる。

〇一六六通目・重陽付書簡

本書簡中には、「忠房之事、景繁伝に有之由、致承知候」という記述がみえる。そこで現行本「大日本史」巻一七六の大江景繁伝をみてみると

景繁帝を擁して馬に上せたまつり、神器を受荷し太平侍徒忠房姓と俱に之に従ふ……

と記されている。この「忠房」のことで幽谷が何か疑問を抱き、拙齋に問い合わせたものらしいが、両者のやりとりの詳細については不明である。

次に、藤原師賢の孫長親のことにつき

師賢伝之末長親字子晋号明魏等ノ一、何書に拠候哉、引書不分明に候。校本御吟味、可被仰越候。

と記されている。長親の字が子晋、号が明魏というのは、如何なる書物を典拠にして書いたものか、校本を吟味した上で知らせて欲しい、と幽谷が拙齋に依頼しているのである。因に現行本巻一六四藤原師賢伝をみると、その末尾の方に

長親は文学有り——中略——剃髮して法名は明魏、耕雲山人と号す。古本仙源鈔——中略——新葉和歌集を撰ぶに与る……

とある。これによれば、「明魏」は号ではなく剃髮後の法名であり、その典拠は「古本仙源鈔」と明記されている。しかし、

字が子晋という記述はどこにも見当らない。これは典拠不分明のため削除されたものか。

本書簡の執筆年次は、書中に「台湾志跋貴稿之内云々」という記述がみえ、先にみた九〇通目書簡中にも「台湾志御跋文、早速御立稿云々」とあること等から、文政七年と推定した。

○四九通目・九月十四日付書簡

錦織伝中先祖の事、校本―蓋俊政之先也と有之不得体候間、俊政蓋其後也二改申度、及御相談申候処、御同意之由致安心候。

幽谷は、錦織俊政伝（現行本巻一六八）中「蓋俊政之先也」となっているところを「俊政蓋其後也」に改めたい、と拙齋に提案したらしい。拙齋の同意が得られて安心している。現行本も幽谷の提案どおりになっている。また、その出自の書き方について

分脈に元弘時代之人名見へ不申候に付、其已前之分本文にハ取合兼可申候間、注文へなり共書入可申旨、御尤奉存候。と記されている。南北朝時代の系譜「尊卑分脈」をみると、元弘時代（二三三―三四）の人でさえその名がみえないのだから、それより以前のもを本文に入れることはとてもできない。注文のなかにも書いておいたらどうか、というのが拙齋の意見であった。今度は幽谷が、これに同意を示している。現行本に承久の役、錦織判官代といふもの有り、勅を奉じて王に勤め、戦ひ敗れて虜に就く。東鑑。○尊卑分脈に曰く、錦織判官代義経は、山本義経の孫と、坂ふらくは此の人ならん。と記されているのを見ると、結局、拙齋のこの意見が採用され

たようである。

次は、名目伝について

名目伝ハ貴地ニテ御引受、段々上梓に御取扱可被成候間、其内三進献之分、此方にて急キ取調可申旨、相心得申候。と記されている。これを見ると、列伝中の名目伝は江館が責任をもって校訂を進めてきていたらしい。これを少しずつ上梓していきたいので、三進献の分を水館でも急いで取調べて欲しい、と拙齋が依頼してきたのに対して、幽谷は承知の旨を伝えるとともに、

扱右に付小子心付申候ハ、伝中分析・合併・前後巻次くりかへ等之儀、御面談之節熟議相極申候迄ハ、未定之分も御坐候間、刻本ニ卷之第幾ト申候所指支候様に御坐候。名目伝杯ハ末之方に候へ共、將軍家族又は家臣等之内ニも、校訂之時次第も可有之候哉難計候。但外国伝ハかりハ全く末の方へ附候事ゆへ巻数動キ申間敷、且其事跡紀伝中之引はり、他伝よりハ紛敷事少く可有之候。然ハ名目伝之内にも、まづ外国伝御吟味にてハ如何可有之哉。宜御工夫可被下候。と述べている。名目伝中にもまだ未定のところがあるので、外国伝のように他の部分との係わりが比較的少ないものから片付けていっては如何か、というのである。名目伝に関する記述は三七・四八・五六の各通に既出するが、うち三七通目でも、幽谷は本書簡と同趣旨の提案をしていた。

ところで、一六六通目書簡で問題になった藤原師賢伝末の藤原長親について、幽谷は本書簡で改めて次のように言及している。

扱又よく／＼相考候へハ、所著有仙源抄ハ全く間違ニ御坐候。本書見合候へハ、此書は南朝人主之御作に御坐候。先皇之御草本云々、求法沙門之跋ニも相見へ申候。仙源之仙ハ仙洞之仙と見へ申候。校本本紀ニ、此書之事ハ長慶紀末ニ御撰之様に認置候。然ハ長親伝ハ刪申はづに御坐候。長親の跋も抄有之候へ共、一ト通之事ニて、其著述と申証ハ無之候。

これを見ると、当時の稿本には長親が『仙源抄』の著者と記されていたものか。それは間違で、この書物は「南朝人主」即ち長慶天皇の著わしたものであるとして、幽谷は求法沙門の跋文をその典拠に挙げている。そして、本紀の長慶紀末に御撰と認め、長親伝の方の誤った記述は削除するつもりであつたらしい。そこで現行本の長親伝をみてみると、長親が『仙源抄』の著者という記述は、幽谷の考えの如く削除されている。しかし、その著者が長慶天皇であるという記述は、長慶紀のどこにも見当らない。こちらの考えは採用されなかつたものか。幽谷はさらに

右中清書本のみにてハ相分り兼候間、校本御引わけ被成候而成共、御遣可被下候。見合申度候。

と述べ、水館の中清書本を江館の校正本と照合してみたいので分割してでもいいから送ってくれるよう拙齋に頼んでいる。

また、藤原(日野)邦光をその父資朝の付伝とするか、孝子伝に入れるかも問題となつていたようである。

資朝伝の末へ邦光を入候も、日野左少弁戦死之事、太平記菊池合戦之段も見出し候間、復讐のみに無之死節の人に候

へバ、孝子伝より抜き出し附伝可然と申合候様先年の覚候。事なり

幽谷と拙齋の間で先年申し合わせた際には、邦光は本間山城入道に殺された父資朝の仇を討つたということで孝子伝に入れられてきたが、『太平記』卷三三菊池合戦の段に「日野左少弁一中略一宮ヲ落シ進セント踏止テ討レ給フ」とあり、「死節の人」でもあるので資朝伝(現行本卷一六三)に付伝しよう、ということとで合意に達していたらしい。ところが幽谷は、本書簡において

是ハ金勝院本ニ国充ト有之、邦光と同訓故同人歟と存候故に御坐候。乍去中納言左少弁、其官も不同候へハ同人とも難極候。左候へバ、ヤハリ孝子へ入候方穩の様ニ被存候。

と述べている。つまり、『太平記』菊池合戦の段で戦死したのは日野左少弁で、これは邦光の官位中納言と一致しないから、いま一概に同人と断定することはできない。やはり従来どおり孝子伝に入れておいた方が無難のように思うが如何なものかというのである。

なお、本書簡の執筆年次についてであるが、書中に「上木も来年ハ何卒半途にて相止不申候様仕度段、御同意ニ存候」とあるのを見ると、この年は上木が中断してしまい、あまり順調にはいかなかつたようである。先にみた三七通目書簡に、彫刻の中断は避けたいという記述のみられたのが思い出される。また、先に一一五・一三六・五六の各通で、江・水両館総裁が職務上の打ち合わせをする機会を持つことが切望されていたけれども、本書簡に「江水会議之儀、日光後一述議被成候上にて、いづれとも御決可被成旨致承知候」とあるのが、これと同一内容の記述であるように思われる。加えて、ここに「日光云々」という

のは、文政八年四月に予定されていた日光山参詣を指すものと思われ、これが文政七年十月廿二日の目付からの布達により、九年の四月まで延期されることとなった。本書簡は、この布達の出される前に執筆されたものとみていいのではあるまいか。

○五八通目・九月廿四日付書簡

藤原実政の事、匡房伝再訂の節入組候事跡有之候所、匡房語中江ハ長過キ書入兼候間、別に為書立申候。有国伝ノ末資業を載候間、資業の子実政といし候而、別紙之通書加へ可然歟と存候。

ここでは、藤原資業の子実政の伝をどこに入れたらよいかの問題になっている。大江匡房の伝(現行本巻一四七)に入れるには長過ぎるので、資業の父有国の伝(現行本巻一三八藤原道長伝に付伝)中に、別紙の如く書き加えてはどうか、というのが幽谷の意見である。別紙の内容が具体的にどのようなものであったかは分からない。

本書簡の執筆年次は、後出する六〇・八二両通目書簡の項を参照されたい。

○四五通目・十月四日付書簡

国史督課之事に付一中略一全体之裁定ハ御面談之上に無之候而ハ参り兼候儀勿論之処、此方校正等出来候上に無之候而ハ、貴面取きめ候事も成兼候間、夫迄に下地出来候様督課可仕旨御尤奉存候。

水館の方の校正作業を急いで欲しい、と拙斎が催促してきた

ようである。もしなければ、たとえ面談の機会が持てたとしても何ひとつ取り決めることはできないだろう、というのである。先に一三六通目書簡でも、拙斎が同様の催促をしてきたのが思い出される。その際幽谷は、江・水両館の足並がなかなか揃い兼ねるので、貴館は貴兄の責任において督課すれば宜しかろう、と述べていた。ここでは

督課の儀も油断ハ不致候へ共、是まで因循之弊、一新いたし候機会無之候而ハ、十分二届兼候。一新之機さへ発動候へバ、其後ハ破竹之勢と奉存候。

と述べている。幽谷は、督課も大事ではあるが、従来の因循の弊を一新することの方が先決と考えたらしく、そうしてはじめて、督課の効果も十分に現われてくるのであるという。

次に幽谷は、召登の話を持ち出している。一三六通目書簡で当年中の召登の実現を断念した幽谷であったが、来春の実現に向けて再び動き出したようである。

監察当暮召登始り候由御書面も有之、段々承合候処、相違も無之由ニ御坐候。一略一来夏日光御坐候共、初春召登候様御申出可被成由、且又日光有無之御沙汰、十月には可有之候間、其節御申出可被成旨、至極御尤奉存候。宜御取扱可被下候。たとえ日光来夏御坐候共、初春出府に候ハ、差合ハ無之様奉存候。

当暮より監察の召登が始まるという情報を得た幽谷は、来春の実現に期待感を抱いたのである。江戸の拙斎からは、たとえ来夏日光参詣が実施されようと、初春のうちに実現するよう申し出るつもりであり、また日光有無の沙汰は十月中には出る

であろうから、その時を待つて申し出たい、と言つてきた。幽谷は、宜しく頼む、とその取扱方を拙齋に一任するとともに、先に一五通目書簡において表明した召登停止反対の意見を、尚々書で再び繰り返している。そして、

来春杯出府にて御面談出来不申候様にてハ、国史之儀束閣より外無之、残念千万ニ御坐候。斯文之興廢も天命次第に候へバ、致方無之候へ共、職分之上、人事をハ尽し申度候。と述べ、国史校訂・上木の作業が束閣とならぬよう人事を尽したいとしている。

本書簡の執筆年次は、「當年ハ嘉穀不熟云々」とあり、また「日光有無之御沙汰、十月には可有之云々」とあるのにより、文政七年と推定した。この年の八月十五日、水戸藩領内は「天明丙午以来ノ大水」（石川慎齋著『続水戸紀年』）に見舞われている。

○一三一通目・十月十四日付書簡

六歌仙の一人に数えられている喜撰の事跡について拙齋が尋ねてきたのに対して、幽谷は

喜撰之事跡無所考候。古今目録にハ如何有之候哉、見合申度候。一寸御書付させ、御示可被下候。

と応えている。喜撰については特に何も考えていないが、『古今和歌集目録』にどのように記されているかをみてみたいので、当該箇所を書き抜いて送つて欲しい、と逆に拙齋に依頼しているのである。ところで、『古今和歌集』の仮名序をみると、「宇治山の憎きせんは―中略―よめるうたおほきこえねば、かれこれをかよはして、よくしらず」と記されている。当時から、

喜撰は既に伝説的人物であつたようである。現行本『大日本史』には伝は立てられていない。

次に拙齋は、牧園進士（柳川藩儒、亀井南溟門人、天保七年没）と會つて対談したことを幽谷に報じてきたものらしい。

牧園進士御対話之由、右物語之内、南朝之事ハ至而巧者ニ御坐候由、致大慶候。国史異同之儀、話候ま、御書留被成候分御示被下、一覽書留置、御別紙ハ致返進候。追々御相談、相改候様可仕候。

この人物は、九州の古文書を蔵し、南朝史に通暁していたといわれている。[※]拙齋は、牧園との対話のうち国史の異同に関する部分を書き留め、幽谷のもとに送り届けてきた。幽谷は、この牧園の話を参考にし、相談の上、改めるべきところは改めていこう、と述べている。ただし、「筑前佐田氏系図」や「後醍醐院系図」等は容易に信用しかねるし、「薩州彌寝系図」で清盛の後裔と称している部分等は後人の贋造と思われる、と評している。拙齋はまた、『太平記』時代の諸伝について、幽谷までその所見を書き送つてきていたようである。その内容は詳らかでないが、これに応えて幽谷は、「是ハ国史之内、別而大眼目之処ニ御坐候間、いかにも精撰に出来候様、御面談可相極候」と述べている。『太平記』[※]は南北朝期の内乱を題材としており、『大日本史』の三大特筆の一つである南朝正統論とも係わる大事な箇所である。よつて諸伝の記述は十分吟味し、よく相談した上で決定したい、と考えていたようである。

ところで、幽谷は本書簡でも、国史督課と召登のことに触れている。

五、六年限にて御上木仕舞候様被成度旨、御尤奉存候。御面談之上、督課行届候勢に相成候ハ、随分其年限二而も出来可申存候。是迄之形にてハ、幾十年過候而も、成功之期ハ無之候。いつれとも来春御面談、片付申度候。

これをみると、五、六年内に紀伝の上木を終えたい、というのが拙斎の希望だったことが分かる。これに対して幽谷は、督課が行き届くようになればそれも可能であろうが、このままでは何十年かかっても成功は覚束ない。とにかく、来春召登が実施され、貴兄と面談できることを願う、と述べている。その後尚々書で「当年凶作二付、来春之儀、安心無之存候次第も御坐候」と心配する幽谷に対して、拙斎は「国史之儀埒明兼候儀ハ、兼而御聴ニも達候事故、大抵ハ相止申間敷」と述べ、これを安心させようと努めていたものらしい。

なお、本書簡の執筆年次は、「当年凶作二付云々」とあることから、文政七年と推定した。

※、吉田前掲書、七八―七八二頁参照。なお拙斎は、幽谷没後も牧園から九州方面の古文書を借用し、紀伝の校訂に利用させてもらっているよつである。

※※、「大日本史」の三大特筆とは、(1)神功皇后を本紀に入れず后妃伝に列したこと、(2)大友皇子の即位を認めて天皇大友紀を立てたこと、(3)南朝の天皇を正統としたこと、の三つをいう。いずれも皇統に関する問題を扱ったものである。

○六〇通目・十月廿四日付書簡

冒頭に「師基伝并清忠伝之儀、貴論之趣致承知候」とあるの

をみると、拙斎は、藤原師基（現行本巻一六七藤原道平伝に付伝）及び藤原清忠（現行本巻一六七）の伝につき、何事かを幽谷に書き送ってきたらしい。しかし、その具体的な内容については、何も記されていないので分からない。

次は、先に五八通目書簡で問題になっていた藤原実政の伝につき、本書簡で幽谷は

実政之事、有国伝未明置候所へ御入可被成候由、御尤致承知候。匡房ハ不殘彫刻出来候由之処、是も伝末へ入候事ゆへ、彫直し可申程ニも有之間敷候。但初の伝首へ附伝ノ名を填め候迄ニ御坐候。事迹ハ匡房伝之方宜様ニ御坐候。

と述べている。拙斎は、実政を有国伝末に入れることにした、と報じてきた。これは、五八通目書簡にみえる幽谷の意見に副った決定かと思われる。ところが、幽谷は本書簡では、実政の事迹からすれば匡房伝に入れる方が適当なのだがと述べ、その場合の扱い方をあれこれ思いめぐらしたりしており、いずれとも決め兼ねていたようである。そして結局は、

乍去六ヶ敷候ハ、有国の孫に候間、其祖の伝中へ書入候事当然に候。何レにても宜候間、宜御了簡極可被下候。

と述べ、拙斎にその選択を委ねている。

幽谷はまた、僧円観・文観等に関する記事を、『常楽記』（永仁三年から応仁元年に至る間の名鑑）から書き抜かせて送って欲しい、と拙斎に依頼している。同書群書類従本中、円観については文和五年二月の条に「法勝寺長老円観上人入滅」とあり、文観については延文二年八月の条に「文観僧正入滅号小野前大僧正弘真」とある。次に現行本『大日本史』をみると、この両者は巻一六八に「文

観敗れ退き記^{太平}正平十二年を以て卒す。円観は正平十一年を以て卒す」と記されており、その下の割注に「常楽記」が典拠として挙げられている。群書類従本では北朝の元号が使用されているが、『大日本史』のはいうまでもなく南朝の元号である。

最後に、土岐頼兼・足助重範・錦織俊政等について

土岐・足助・錦織等出自之儀、伝首へ書加へ申度、試に相認及御相談候。ちと長過キ如何に候。御存分に御直し可被下候。

と記されている。この三者の出自について書き加えたいと思つてゐることを、幽谷は各々の伝首に認めて拙斎に送り、斧正を請うてゐるのである。この三者は、現行本ではいずれも巻一六八に収載されている。

本書簡の執筆年次は、先にみた四九通目書簡や次にみる八二通目書簡に関連記事がみえることから、文政七年と推定した。

○八二通目・十一月四日付書簡

藤原実政のことにつき、幽谷は、先にみた六〇通目書簡では、有国伝未に入れるか匡房伝に入れるか決め兼ね、拙斎に下駄を預けていた。その拙斎から、「実政者参議有国之孫也云々語在有国伝」として匡房伝は既に上木が済んだ旨が報じられてきた。

この報を受けた幽谷は、本書簡で

左候而ハ、わざ／＼ほり直シも六ヶ敷候間、ヤハリ有国へ書込候外無之奉存候。

と述べ、未練を残しながらも、止むなくこれに従つた感がある。そこで、現行本の有国伝をみてみるに

資業の子は実政。^{尊卑}実政は長元の末、学料を賜ひ、尋で文章得業生に補せられ、対策及第す。^{公卿}補任……

と詳細な記述がみえ、匡房伝中には

実政は参議有国の孫なり。^{尊卑}嘗て帝の侍読と為り、甚だ眷遇を被る。^{今語は有国の伝に在り。}(傍点引用者)

と簡略な記述がみえるのみである。この問題は、結局、幽谷が五八通目書簡で提案した方向に到着したもののようである。

次は円観・文観のこと。先に六〇通目書簡で、幽谷はこの両名に関する記事を「常楽記」から書き抜いて送つてくれるよう、拙斎に依頼していた。幽谷が本書簡でこれを落手した旨を記しているのをみると、拙斎は早速、この依頼に応えたいらしい。拙斎からの書抜をみた幽谷は、「此通にてハ、原本之如く卒于吉野」とも書兼候事「御坐候」と述べている。先に引用した「常楽記」のこの両名に関する記事のなかには、「卒于吉野」という記述はみられない。この点を指摘して、幽谷は、「原本」の記述には問題がある、というのである。ここにいう「原本」は当時校訂の底本として使用されていた『大日本史』稿本を指すものと思われるので、現行本にこの記述がみえないのは、この後手を入れて削除されたものであろう。

次は橘良利のこと。幽谷は、この人物のことで、昨年来拙斎から相談を受けていたらしい。それが、いよいよ方技伝を校訂する段となり、改めて拙斎から相談されたものの如くである。

此度方伎伝御校訂之処、右良利弥良基へ附可申哉、又は方伎へ入可申哉、如何と御相談之趣、致承知候。

とあるのをみると、それは良利を橘良基伝に付伝すべきか、方

技伝に入れるべきかの相談であつたことが分かる。これに対する幽谷の返答は、

良基伝ほり直し等六ヶ敷候ハ、方伎へ入候も可然候へ共
— 中略 — 良基の伝へ附し候而方伎へ不入候も宜様ニ御坐候
というものであり、結局、どちらとも定見はなかつたようである。現行本では、良利は良基伝(卷二五)にも方伎伝(卷二二六)にも入れられておらず、宇多天皇の本紀(卷三二)中に、次の如く記されている。

初め法皇薙髪したまひしとき、親臣橘良利といふ者、亦披剃して寛運と号す。法皇既に脱履して、屢々比叡・石上に幸したまふ。遊幸ごとに人の之を知ることを欲せず、常に從衛を屏け去り、惟々寛運一人のみ従ふことを得たり。帝或は近臣に命じて法皇に扈從せしむれども、輒ち避けて潜に出でたまふ。大和物語

次は藤原公宗のこと。公宗は叛臣伝に入れるべき人物であり、もしそうしなければ歴史家としての正しい筆法を貫くことができない、という拙齋の意見に幽谷も同意するとともに、「少々避嫌候事ハ、於大義は構ひ不申候事と存候」と述べている。現行本では卷二三〇列伝一五七叛臣四に入れられているが、このように落ち着くまでにはいろいろな経緯があつたのである。^{*}

次は土岐・足助等の出自のこと。六〇通目書簡で幽谷は、この件につき拙齋に自分の意見を書き送り、批判を請うていた。これに対して拙齋は、特に考えていることがあるわけではないが「它伝中如此系譜詳に書候ハ無之」と答えてきたらしい。幽谷はこれを受け、「御尤存候」としながらも、

但將軍家臣伝等ニハ、武人之先くわしく書候も有之様覚候。
— 中略 — 元史杯にハ先祖之儀くわしく書候伝不少候。

と応じている。さらに、拙齋の「氏族志も立候上ハ、此頃之著姓くわしく載候程に可相成候ハ、伝之方と詳略御坐候様」に於ては、という意見に對しては、

氏族之方何姓之別、有某氏有某氏と申事ハ、大抵載候様可相成候へ共、武人の系譜迄ハのセ兼可申候。然ハ伝之方へも詳にいたし度候。

と述べている。氏族志には武人の系譜までは載せられまいから、やはり伝の方で詳記しておきたい、というのである。ただ、先頃お目にかけて分は少々詳し過ぎたかもしれないので、刪潤の後、再度ご相談したい、と付言している。

次は彫刻及び清書のこと。

彫刻当年ハとても始候様ニハ不相成候所、清書等も惟今も始不申候而ハ、来春も急にハ始候様相成申間敷旨、御尤奉存候。あまり曠日弥久ニ而御同様恐入候間、宜致工夫候様貴論承知仕候。

先にみた四九通目書簡によつて上木の中断したことが知られるが、本書簡からは、その年内再開のメドの立たない状況にあることが窺われる。また彫刻ばかりでなく、清書さえも滞つてしまつていたようである。あまり延々になるのは如何かと思われるので、なんとか工夫して行きたい、という拙齋の意見に、幽谷も同意を示している。そして、

短景御間ニ合兼、休日にも貴兄御一人御登館之由、御賢勞千万奉存候。小子此節之痰咳杯も、先日中刻限過迄殘居候

節、火鉢無之、寒邪ニこまり申候故と存候。

とあるのをみると、当時兩人とも、休日出勤や残業をしながら校訂作業と精力的に取り組んでいたことが分かる。まさに「不遺余力候様に吟味」していた様が窺われるのである。

それにつけても、この兩人にとって実現が待たれたのは、江水両館総裁の面談であった。

異同出入増刪訂正之儀、一々毛穎を借候而御相談申候様に
てハ難尽候間、其節ハ御面談にて相決申度儀ハ、兼々得貴
意候通ニ御坐候。一中略一日光も御年延に相成候へハ、来
春にも成候ハ、貴兄御下りとも又ハ此方も登り候とも、
追而御相談之上、筋へ申立候外無之様奉存候。

「異同出入増刪訂正」等のことは、以前から申し上げているように手紙では解決が困難であるから、来春にもなったら、貴兄が下るかの方が登るか、相談の上でその筋へ申請してはどうかと考えている、としながらも幽谷は、「容易之談にも無之候間、ゆるく御熟議に仕度候」と付け加えて、その実現の容易でなからうことを予想している。

なお、本書簡の執筆年次は、彫刻の中断や日光参詣の延期決定等の記述のみえることから、文政七年と推定した。

※、吉田前掲書六四五頁及び岩波日本思想大系四八「近世史論集」解題（小倉芳彦著）を参照。

以下には、月日共に明記されていないもの及び日だけしか記されていないものうち、文政七年に執筆されたと推定できる

ものを、通し番号の順に列挙し、検討を加えてみることにする。

○六九通目・十四日付書簡

土岐頼兼については、先に六〇及び八二通目書簡に既出したが、本書簡において幽谷は、頼兼が多治見国長と共に京師に番直したように記されているのが、何を典拠としたものか分からない、と疑義を呈している。これに続けて「如貴論、京中二而無礼講にも預候故、番直の事と推し候而書候事と存候」と述べ、京の都で無礼講に預ったのを、推して番直のことと記してしまつたのでは、という拙斎の説に同意を示している。さらに拙斎が、川口（緑野）の直し過ぎによりかえって文意不通となつてしまつた個所もあるので、そういうところは改めておいた、と書いてきたのに対して、幽谷は「近日校本為差登候節、委細可得貴意候」と応えている。そこで現行本の同伝をみてみるに、「後醍醐帝の北条高時を誅せんことを謀るに及び、二人適々京師に番直す」の如く記されている。幽谷も拙斎も、ともにこの記述には疑問を抱いていたにも拘らず、結局、訂正されずじまいに終つてしまつたようである。

次に、一六六通目に既出の三条景繁伝中の侍從忠房について、幽谷は拙斎から典拠を記して送つて欲しい、と依頼された。「新葉作者杯にも有之様覚申候」と幽谷はいうが、『新葉和歌集』の作者のなかに「忠房」という名は見当らない。鎌倉・南北朝期の歌人で『玉葉和歌集』等に二十一首入集されている忠房（中西弾正親王と号す）がいるが、幽谷はこの人物と勘違していたものか。「此節相引居行届兼候。跡ら可得貴意候」と記して、本書簡

を結んでいる。

ところで本書簡の執筆年次であるが、書中、一六六通目書簡中に既出する「忠房」について問題にされていることから、文政七年と推定される。

○七〇通目書簡

本書簡では、藤原実政のことが問題にされている。実政のことは、先にみた通し番号五八・六〇・八二の各書簡に既出する。本書簡には、まず

実政の事、附伝ニ為書候而為差登及御相談候処、有国も附伝之事に有之候間、実政を掲候而書候事ハ相成申間敷候。

仍而ハ、資業より引続書不申候而は相成申間敷旨、御尤奉存候。

とある。これを見ると、幽谷は、実政を有国の付伝として書いた草稿を、これより先に拙齋に送って相談していたものようである。この時に書かれたのが、おそらく五八通目書簡であろう。これに対する拙齋の見解は、有国も道長に付伝されているので、重ねて付伝することはできないから、有国伝中のその子資業を記した後には、実政も続けて書くしかないのではないか、というものであった。幽谷は「有国、伝に立候へ共、附伝に入候事は不心付、特伝のつもりニ而」このように書いてしまったのだ、と弁解した後で次の如く記している。

実政の事跡ハ、東宮学士にて後三条帝御優待之事、眼目ニ御坐候。匡房も此朝廷にて謙言を進候事も有之、且又同伝源隆国父子など皆此時の人に候間、同じくハ実政事匡房伝

江附見候ハ、当時の様子よく相分り可申候。

つまり実政のことは、匡房伝に付けてみると当時の様子がよく分かるようになるので、同伝に「藤原実政参議有国孫式部大輔資業子……」の如き書き出しで付伝してみても如何か、と提案しているのである。そして、同輩の人物を付伝にした例として、藤原義懐（現行本巻一三〇）に藤原惟成を付けたのを挙げています。

なお、先にみた六〇及び八二通目書簡では、既に匡房伝の彫刻が済んでしまった旨が記されていたが、本書簡にはまだ彫刻云々の記述がみえないので、五八通目と六〇通目の間に書かれたものと思われる。

○七一通目書簡

幽谷が、藤原師基伝末にその子教基の和歌を記載して拙齋のもとに送ったところ、拙齋から、他にさしたる事跡もない人であるにもかかわらず、和歌ばかり記載するのは如何なものか、という返事があった。これに対して幽谷は、唐人がこの文章をみたならば何のことやら分らないだろうが、梓弓の歌は本文中の「討足利義詮」に応じ、君が代の歌は「為関白」に応ずるわけであるから、他に事跡は伝わらなくとも、この二首の歌によつてその為人も分かるので、載せた方が良からうと思つたまでである。これでは伝の体がよろしくないとのことであるならば、如何様にも訂正する、と述べている。幽谷はさらに続けて、先に稿本に「後陸左大臣関白如故新葉」と認めて送り届けたが、よく考えてみると短かい記事にわざわざこのように記すのは、体を得ないように思われるので、はじめの「為関白」の下へ直

に「左大臣」と記し、「左大臣掬新葉和歌集」とした方が良からう、と改めている。現行本では、教基はその父師基の伝(巻一六七藤原道平伝に付伝、師基は道平の弟)の末尾に

教基は正平八年、山名時氏と俱に足利義詮を京師に討ち關太
後関白・左大臣と為る。天授元年歌合・新葉和歌集・公卿補任を參取す。

と記されている。「左大臣」の記し方については幽谷が改めたとおりになっているが、問題の和歌は記載されなかったものらしい。

次に幽谷は、藤原清忠の伝末へ『新葉和歌集』所収の後醍醐帝の歌を記載することにつき、「吉野小朝廷偏安不振の形勢も見へ可申存候」としながらも、清忠如き人物にはこのような「御哀痛の御歌詠」があるのに、「藤房の去、正成の死」を惜しまれた御様子も見られないというのでは、後世無識の者がこれを見たならば記者が清忠にひいきしているように思うかも知れず、そうなつては甚だ迷惑である、と述べている。拙斎も、已むを得ない場合以外は伝中に和歌は載せない、というのが基本的な考えであったようであるが、「清忠伝の末も御同心ニハ有之間數候へバ云々」と幽谷が記しているのをみると、この件に関して、拙斎は「已むを得ない」場合と判断したものか。現行本巻一六七の清忠伝末には

清忠の官に在るや、藤原定房と並に帝に寵待せられ、屢々顧問を蒙る。二人相繼ぎて薨逝するに及び、帝尤も悼惜し、歌を作りて曰く、「この問はん人さへまれになりけりわが世のすゑのほどぞ知らるゝ」と。新葉和歌集

とあり、この歌が記載されているのである。本書簡は、六〇通

目書簡に關連記事がみえるので、文政七年のものとして推定した。

※、「梓弓の歌」―たらちねのとりはじめにしあづき弓これさへ家の風となりぬる(関白)、「君が代の歌」―君か代のやすきにゐてもくるしきはあやふき民のころなりけり(同)。この二首は「天授元年五百番歌合」(後龜山天皇等詠、宗良親王判)に収載されている。

〇七二通目書簡

まず藤原師賢伝校本のこと。

師賢伝校本、後便可被遣旨致承知候。黄表紙之方を御示被下候様仕度候。紺表紙之分け本ハ、先達而中清書一同相下り候事ニ御坐候。

拙斎から幽谷のもとへ、師賢伝の校本を後便で届ける、との連絡があつたようである。これは、四九通目書簡で幽谷が、たとえ分割してでもいいから校本を送つて欲しい、と頼んだのに拙斎が応えたものか。幽谷は本書簡では、「紺表紙之分け本」は既に届けられているので、「黄表紙之方」を送つて欲しい、と拙斎に注文している。さらに幽谷は、「常楽記」から「長親卒去之事」に關する記事を書き抜いて送つてくれるよう依頼している。

次は藤原(日野)資朝伝末邦光のこと。この件に關する拙斎の考えは、邦光の事跡はその父資朝の伝への付伝で続き具合もいしし分かりやすい、というものであったらしいが、なおよく考えてみたい、と書いてきていたようである。これも四九通目書簡で幽谷から意見を求められたのに応えたものらしい。そして拙斎のこの意見を容れたものか、幽谷は孝子伝編入説を放棄して、「邦光ハヤハリ資朝の附伝にても宜様に御坐候」と述べている。

ただし「太平記菊池合戦之段、日野左少弁戦死之事」は、この邦光のことも決め兼ねるので、本文には入れず注文に入れて備考にしたいとしている。そこで現行本をみてみると、邦光は資朝伝に付伝されているが、「太平記菊池合戦之段云々」の記事は本文にも注文にも見当らないようである。

○八一 通目書簡

はじめに「列伝之儀、別紙得貴意候」とある。幽谷が拙斎に、列伝のことで何か別紙に認めて送つたらしい。しかし、その具体的内容は分からない。

次は、幽谷が藤原長親のことに関する『常楽記』からの書抜を拙斎から送られ、落手した旨が記されている。これは、七十二通目書簡での幽谷の依頼に拙斎が応えたものであろう。

ところで幽谷は、長親の号が「耕雲山人」であることは『仙源抄』の跋文や『東海瑠華集』等にもみえるが、字が子晋で号が明魏ということは確たる典拠が何もない、といっている。先に一六六通目書簡でも、幽谷はこのことを問題にしており、ここでは、校本の吟味を拙斎に依頼していた。ここでは、典拠不明ということでこの記述を全く削除してしまうのは惜しい気もするので、何か名案はないものか、と拙斎に相談をもちかけている。

本書簡中には「松氏系纂之一件」「御碣文御再伺」等の語句がみえるが、これは文政七年正月に卒した斎脩生母浄生院の碑文の表現に係わる記述であることから、その執筆年次を文政七年と推定できる。また本書簡との係わりから、先の七十二通目書簡

も同年のものであることが分かる。

○一二五 通目・廿九日付書簡

「西行之事」、すなわち水館総裁幽谷の江戸出張は、凶作で租税収入が大幅に減少したこともあって、実現の可能性如何は来春にならなければ分からない、といった状況であった。国史校訂・上木の業務を進捗させるため、できることなら来年の二月には出府したい、というのが幽谷の希望するところではあった。本書簡の執筆年次は、書中「当年凶作にて云々」とあることから、文政七年と推定した。

以上、文政六、七年のものとは推定できる書簡のなかから、「大日本史」編纂関係の記事を抽出し、検討を加えてみたわけである。まだ文政八、九年のもの及び年代の推定できないもの等の検討が残っているので、ここには「まとめ」めいたことは一切記さず、こうした検討を加えてきた過程でこれまでに気付いた誤読や誤植の個所の正誤表を掲げて、結びとしたい。

(いさか・きよのぶ 図書部古典籍課)

◎貴重書解題第十四卷正誤表

頁・段・行	誤	正
8・下・11	文政六年	六を削除
9・下・10	文政七年	文政八年
12・上・1	文政七年 日	文政七年 月
14・下・18	文政五年	文化五年
15・下・2	文政六年	文政六年
23・上・1	文政六年	文政七年
23・上・4	文政六年	文政七年
32・上・4	大半為崇候	大半為崇候
33・上・12	頓而罷出候所。	頓而罷出候所、
35・下・22	もし非文非武	もし非文非武
36・上・11	出納之吝而ハ、より	出納之吝なるより
36・上・12	区々旧格を	于今旧格を
49・上・8	引はり無之、伝	引はり無之伝
49・下・7	当春も其別ニ	当春も其前ニ
49・下・9	扱々指支候様子	扱々指支候。様子
50・上・15	つるきもの一冊	つなきもの一冊
55・上・1	又は家直等之内	又は家臣等之内
58・上・22	存在候内ハ	御存在之内ハ
63・下・2	平山平四郎	平山平四郎 <small>(ママ、中山カ)</small>
65・下・6	後陞左大臣	後陞左大臣
68・上・6	神者自若	神志自若
70・上・12	伝え方と	伝之方と

71・下・4	わつか三百人斗	わつか三百文斗
81・下・13	但是ハ	但是ハ
87・上・1	大抵よろしく	大抵よろしく
103・下・17	別而大眼之処	別而大眼目之処
113・下・7	完て国学者の	定て国学者の
136・上・10	功臣侯之方へ	功臣侯之方へ
155・下・10	拜見	(ママ)削除
155・下・17	「拜見」で始まるのはいかに不自然。前欠か。	削除